

# ストローソンの道徳的責任論と刑罰の正当化

塩野直之 (Naoyuki Shiono)

東邦大学

本発表の目的は、ピーター・ストローソンが論文“Freedom and Resentment”で展開した、人間らしい関係性には反応的態度と呼ばれる一群の態度が根源的に重要であるという論点が、刑罰の正当化に関して持つ含意を検討することである。ストローソン自身は、自らの主張がそのような射程を持つことを示唆しているが、その論文を出発点として積み重ねられたその後の議論は、道徳的責任や道徳的非難を中軸に据えたものが多く、刑罰の正当化の領域にまで立ち入って論じたものは少ない。

最初に、本発表が必要とする範囲で、“Freedom and Resentment”の議論を紹介する。私たちが日常生活の中で織りなす人間関係は、相手が自分に一定の善意や尊重を向けてくれることを前提としており、その前提が満たされない場合には、相手に憤りなどの否定的な感情が向けられる。この感情が反応的態度である。否定的な反応的態度を向けることは、その相手に対して、通常であれば要求される善意や尊重を差し控えることを含む。このことはさらに、相手に危害を加えてはいけないという原則が緩和されることを意味し、そこに、危害の一種にほかならない刑罰が正当化される余地が生じる。

ストローソンが反応的態度と対置するのが、私たちが自然現象や動物、幼児などに向ける対物的態度である。対物的態度をとることは、その相手を操作や管理の対象とみなすことであり、対物的態度を人間一般に拡大しようと試みるのが功利主義の哲学である。ところで、私たちが犯罪者に対して否定的な反応的態度を向け、刑罰の対象とするとき、それは対物的態度をとっているのではなく、あくまで犯罪者と人間らしい関係性を保つことの一環として行われるのである。以上が、本発表と関わるかぎりでの“Freedom and Resentment”の概要であるが、ここからわかるように、刑罰の正当化に関して、それは功利主義に批判的であり、応報主義の一種と見るべき立場である。

上で述べたように、私たちの人間関係は、一定の善意や尊重を前提とするが、私たちは相手が自分に善意や尊重を向けてくれることを「要求」できるのであろうか、それとも相手にそれを「期待」できるにとどまるのであろうか。要求は規範的な概念であり、善意や尊重が道徳的な規範であるならば、その要求が満たされず、規範が守られなかった場合、相手に向けられる反応的態度に道徳的非難が含まれるのは当然である。ストローソン自身の議論はこの方向を示唆しており、それをさらに発展させたのがジェイ・ウォレスである。他方、それが期待にとどまるならば、それが裏切られたときに私たちが示す反応的態度は、悲しみや失望であり、相手との距離の再調整を伴うかもしれないが、道徳的非難や刑罰までが妥当とは言えない。トマス・スキャンロンの議論はこの方向性に近く、ゲイリー・ワトソンやマーサ・ヌスパウムにも関連性のある論点が見出される。

私の見るところ、私たちが現に取り結んでいる人間関係は、上の論点を「要求」と理解し、道徳的非難や刑罰を反応的態度の一環とみなすことを支持するように思われる。

他方、人間関係を対物的態度に転化させず、人間らしい関係性に留めるための必要最低限の条件としては、「期待」と理解する方が妥当だと思われる。ただしその場合、私たちは怒りや憤りのような否定的な感情一般を抑えるストイックな姿勢を求められることになるだろう。つまり上の論点への正しい答えは、「いま現にあるような人間関係の前提条件」を問うているのか、それとも「およそ人間らしい関係性一般の前提条件」を問うているのかに依存する。

次の課題は、仮に道徳的非難の妥当性が認められたとして、そこから刑罰の正当化へ進むための議論を見積もることである。この段階では、刑罰という仕方で相手に危害を加えることが、なぜ善いことでありうるかという問いを避けることができない。本発表では、いずれもストローソンの観点を背景に持つ、マイケル・マッケンナの議論とヴィクトリア・マッギアの議論を紹介する。マッケンナの議論は、その核心部分において「有機的一体性」という形而上学的な原理に訴えることにより、危害を加えることの内在的な善さを説明するものである。他方マッギアは、道徳的非難の有益さを進化論的に説明したうえで、その有益さを保つような仕方で司法的刑罰の制度をデザインすることを提案しており、核心において功利主義的な原理に依拠しているように思われる。以上のわずかな検討から引き出せる結論は限られるが、道徳的非難の妥当性から刑罰の正当化へは、前者に論理的に含意される論点を引き出すだけでは到達できず、何らかの外在的な論拠に訴える必要があるものと考えられる。それが当初のストローソンの枠組みに納まるかどうかには、議論の余地があると言えるだろう。

最後に、本発表で検討はできなくても言及しておきたいのが、ストローソンの議論は刑罰の社会契約説的正当化と親和性があるという、ダニエル・デネットやブルース・ウォーラーの指摘である。私たちは、対物的態度を向けられて操作や管理の対象となり、自由を奪われたくはないであろう。むしろ、反応的態度の織りなす人間らしい関係の中に身を置きたいであろう。私たちが後者を選択するならば、それは、後者の提供する社会契約にサインしたことを意味する。そしてその契約内容には、道徳的責任を問われたり刑罰を受けたりする可能性が含まれるのである。これはストローソンの議論を刑罰の正当化に結び付ける独創的な見解であり、私としては肯定的に評価するものである。